

生駒市訓令甲第 1 1 号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成 2 年 4 月生駒市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 号中「5 0 万円以上 2 0 0 万円未満」を「2 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満」に改め、同条第 1 0 号中「第 1 9 条第 1 項第 9 号」を「第 1 9 条第 1 項第 1 0 号」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「1 0 0 万円」を「3 0 0 万円」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 1 3 号中「5 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

第 1 0 条の 2 第 1 2 号中「5 0 万円未満」を「5 0 万円以上 2 0 0 万円未満」に改め、同条第 1 7 号中「第 2 0 条第 1 6 号」を「第 2 0 条第 1 7 号」に改める。

第 1 2 条第 8 号中「第 1 8 号」を「第 1 7 号」に改める。

第 1 3 条第 4 号中「第 1 8 号」を「第 1 7 号」に改める。

第 1 9 条第 1 項第 1 0 号中「次条第 1 7 号」を「次条第 1 8 号」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 9 号を同項第 1 0 号とし、同項第 8 号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 1 件 5 0 万円以上 1 0 0 万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関すること。

第 2 0 条中第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 1件50万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する事。

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。